

入札公告

つぎのとおり、一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

平成25年2月1日
独立行政法人農林漁業信用基金

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称：総合文書管理システム等に係る移行・保守業務
- (2) 業務内容等：別紙「入札説明書」による。
- (3) 履行期間：別紙「入札説明書」による。
- (4) 作業場所：東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階及び
11階独立行政法人農林漁業信用基金事務室・電算室等
- (5) 入札方法：別紙「入札説明書」による。

2 参加資格

- (1) 下記ア、イ、ウに該当しない者であること。
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
 - ウ 反社会的勢力。
- (2) 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間一般競争に参加させない。また、これらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - カ 経営状態が著しく不健全であると認められる者。
 - キ 一般競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者。
 - ク 商法、その他の法令の規定に違反して営業を行なった者。

3 必要とする要件

次の（１）及び（２）に適合する者であること

- （１）政府及び独立行政法人、特殊法人等の政府関係機関、地方公共団体及びその関係機関など行政機関への文書管理システム（クライアント・サーバ方式）の導入実績を有していること。
- （２）現行システム（株式会社ぎょうせいが開発した「統合文書管理システム」）のデータ等をすべて新システムに移行することを必須条件とすることから、現行システムの設計・性能・機能・仕様・データベース等を十分理解していること。

なお、現行システムの所有権及び著作権が株式会社ぎょうせいにあることから、信用基金は本システムの内容（コンピュータ・プログラム及びその関連資料に記載された表現並びにこれらに含まれるすべてのアイデア、ノウハウ等の情報を含む。）を第三者に開示できないため、株式会社ぎょうせいから情報提供が受けられること。

4 入札者の義務

- （１）入札者は、別紙「入札説明書」等を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- （２）入札者は、別紙「入札説明書」に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書等の提出期限内に提出しなければならない。また、信用基金から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書等の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒101-8506

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階

独立行政法人農林漁業信用基金 総務部 総務課

電話03-3294-4481

FAX03-3294-3140

6 入札説明書等の交付期間

平成25年2月1日（金）から平成25年2月15日（金）15時00分まで、交付場所において交付する。（土日祝祭日を除く平日10時から17時まで、12時から13時を除く）。なお、信用基金ホームページの契約関連情報（<http://www.affcf.com/procurement/index.html>）にて入札公告、入札説明書など入札に関わる各種書類を公表している。

7 入札書等の提出期限

平成25年2月22日（金） 15時00分

持参により提出すること。郵送及び電送（ファックス、電子メール等）による提出は認めない。

8 その他

(1) 入札、提案及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金は、免除する。

(3) 契約書作成の要否：要。

(4) 入札の無効

別紙「入札説明書」による。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限範囲内で、信用基金が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、信用基金が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とするところがある。

9 詳細は、別紙「入札説明書」による。

10 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手

方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当信用基金OB）の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ 当信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当信用基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上公告する。